

大藤建設 株式会社 エコアクション21 環境経営レポート

2024 年度版

(対象期間：2023 年 11 月 1 日～2024 年 10 月 31 日)

2025 年 1 月 20 日発行（初版）

<本社>

〒410-0022

静岡県沼津市大岡 1705-4

TEL：055-963-4108

FAX：055-951-6829

目 次

- [1] 組織の概要
- [2] 対象範囲、推進組織、役割分担
- [3] 環境経営方針
- [4] 環境経営目標
- [5] 環境目標の達成状況とその評価（実績）
- [6] 環境経営計画及び取組結果とその評価
- [7] 環境関連法規への違反、訴訟等の有無
- [8] 代表者による全体評価と見直し

[1] 組織の概要

- (1) 会社名 大藤建設 株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役 町田 直繁
- (3) 所在地 本 社 静岡県沼津市大岡 1705-4
東京営業所 東京都千代田区神田紺屋町 29 神田 IS ビル 401
熱海営業所 静岡県熱海市咲見町 10-9 ファンシービル 102
- (4) 設立年月日 1962年 9月10日
- (5) 資本金 9,900 万円
- (6) 事業内容 建設業（建築及び土木工事及び解体業）及び不動産業
- (7) 許可関連 建設業許可 静岡県知事（特 03）第 026356 号
一級建築士事業所登録 静岡県知事（7）第 4585 号
宅地建物取引業免許 静岡県知事（8）第 10015 号

(8) 事業規模

規模	単位	2023 年度	2024 年度	2025 年度
売上高	百万円	3,166	2,100	3,400 (目標値)
従業員数	人	37	39	40

(9) 環境管理責任者及び窓口担当者連絡先

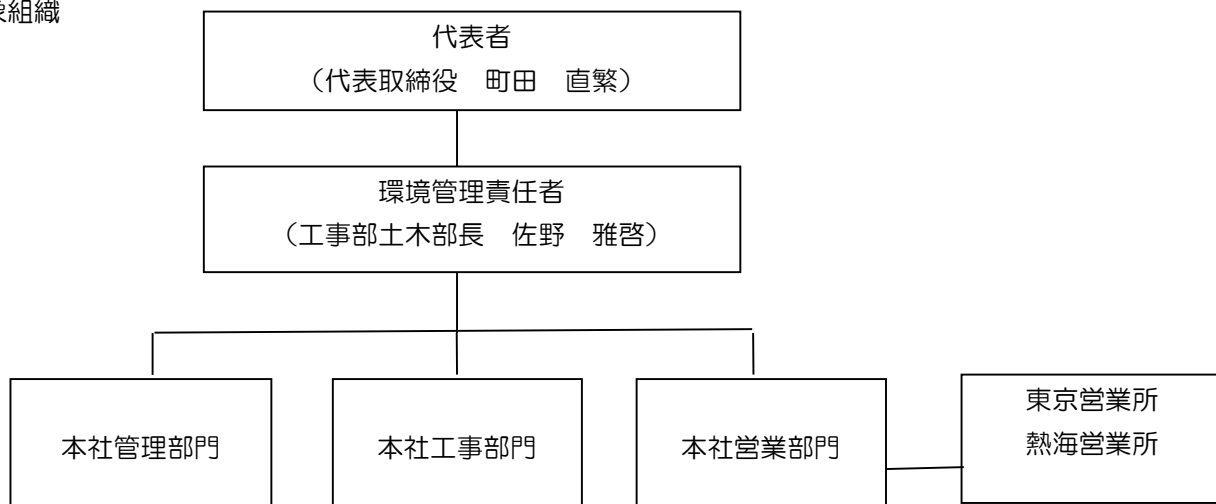
環境管理責任者： 佐野 雅啓 工事部土木部長
窓口連絡先： 室伏 祐里子 （総務部）
TEL:055-963-4108
FAX:055-951-6829
E-Mail：murofusi@oh-fuji.co.jp

[2]対象範囲、対象組織、役割・責任

(1) 対象範囲

- | | |
|--------|--|
| ①対象事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社 ・ 資材置場 ・ 東京営業所 ・ 熱海営業所 |
| ②対象構成員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全従業員（代表者、役員を含む全従業員） |
| ③対象活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業（土木、建築、舗装、内装仕上、水道施設、解体） 宅地建物取引業 |

(2) 対象組織



(3) 役割・責任 環境経営システムを効果的に実施するための役割・責任及び権限を下記に決定する

代表者 (代表取締役)	全社の統括責任者として、環境経営システムの運用の全責任を負う。 ① 環境経営方針を策定し、管理責任者をはじめ必要な責任者を任命する。 ② システムの構築・運用・維持に必要な経営諸資源を準備する。 ③ 基本理念・基本方針を制定し基本的な環境目標を設定する。 ④ システムの構築・運用に関する情報を収集し、システム全体の見直しを行い、必要あれば改訂を指示する。 ⑤ 経営における課題とチャンスを確認し、課題の改善に取り組む。
環境管理責任者 事務局	代表者の方針の元に、環境経営システムの推進・維持及び改善を図る。 ① 経営資源の合理的・効果的な運用を図り、環境経営に関する組織を運営する。 ② 代表者による見直しのための情報として、システムの構築・運用・改善に関する情報を代表者に定期的に提供する。
各部門・工事現場	社の方針・指示に基づき、目標達成への取組、環境経営システムの実運用を図る。 ① 目標達成への取組の実施 ② 省エネルギー、省資源に関する活動への取組み ③ 環境関連法規制の順守等

大藤建設株式会社 環境経営方針

基本理念

大藤建設株式会社は、昭和37年の創業以来、中部・関東エリアを中心に、「確かな技術」をモットーに、幅広い分野での総合建設業の企業として、事業活動に邁進しています。

その中で、昨今の環境への取組の重要性を再認識し、お客様を始め、当社を取り巻く利害関係者様の期待にお応えすべく、環境先進企業として活動してまいります。

その為に、当社ではエコアクション21の活動を通じて、環境経営に取り組むことにより、地域社会に感謝し、豊かな自然を次世代へ継承することを念頭に、環境負荷の低減を図ると共に、環境経営システムの運用及び維持・改善を図り、社会的責任を果たしてまいります。

行動指針

当社は、すべての事業活動が環境に何らかの影響を与えていることを認識した上で、以下の環境保全活動を推進します。

1. 事業活動の全領域で、省エネルギー・省資源・リサイクルなどに配慮した活動を実施します。
2. 環境経営システムの継続的な改善を実行し、環境汚染を未然に防止できる体制を構築します。
3. 環境関連の法令や当社が参加した協定等を遵守することはもとより、可能であれば、自主管理基準を設けて環境管理レベルの向上を図ります。
4. 次項を重要事項と定め、環境目標を設定し、定期的に見直しを行い、効果的な改善活動に努めます。
 - (1) 環境への負荷を把握し、電力や化石燃料は、取組を通じて使用量の削減に努めます。
 - (2) 廃棄物は、排出量の低減を図り、分別やりサイクル等の管理活動を活性化していきます。
 - (3) 水の使用量は、節水活動を行いつつ、総排水量の削減に努めます。
 - (4) グリーン購入は、環境配慮物品の購入に心がけ、環境配慮工事を通じて、環境配慮構築物の提供に努めます。
5. 全ての従業員に、環境教育・訓練を行い、環境経営方針の周知徹底を図ると共に、環境経営に関する意識を高め、社内における環境保全の向上を図ります。
6. この環境経営方針は、社外の人にも公開します。

2025年 1月 1日

大藤建設株式会社

代表取締役 町田 直繁

[4]環境経営目標

No.	削減項目	単位	基準年度 (第 61 期) (2021/11～ 2022/10)	中期年度目標		
				第 62 期 (2022/11～ 2023/10)	第 63 期 (2023/11～ 2024/10)	第 64 期 (2024/11～ 2025/10)
1	二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	145,125	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
2	電力使用量 (事務所現場合算)	kWh	127,987	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
3	ガソリン使用量	L	35,551	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
4	軽油使用量	L	1,977	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
5	一般廃棄物量	kg	480	定量	定量	定量
6	建設混合廃棄物量	kg	62,930	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
7	水使用量	m ³	138	－ 1 %	－ 2 %	－ 3 %
8	化学物質使用量 (PRTR 法該当物 質)	L	不使用	当社では、使用しておらず、塗装等の必要により使用する場合は、適正管理に努める。		
9	環境苦情 ゼロの維持	件	環境苦情ゼロ	当社は、環境に関わる苦情ゼロを維持する。		

※1.購入電力の排出係数は、2022 年度東京電力の公表値（調整後）0.441 kg-CO₂/kWhを使用。

2.「産業廃棄物の削減」は、仕事増を目指す上では困難なので「混合廃棄物の削減」とした。

3.灯油・LPG は少量の為、項目から除外。

[5] 環境経営目標の達成状況とその評価（実績）

【達成状況】

No.	削減項目		基準年度 (第 61 期) (2021/11～ 2022/10)	2023 年 11 月～ 2024 年 10 月 目標(第 63 期) (-2%)	2023 年 11 月～ 2024 年 10 月 実績(第 63 期)	達成 状況
1	二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	145,125	142,222	121,948	○
2	電力使用量	kWh	127,987	125,427	75,381	○
3	ガソリン使用量	L	35,551	34,839	37,927	×
4	軽油使用量	L	1,977	1,918	237	○
5	一般廃棄物量	kg	480	定量値	473	○
6	建設混合廃棄物量	kg	62,930	61,671	87,998	×
7	水使用量	m ³	138	134	69	○
8	化学物質使用量 (PRTR 法該当物質)	L	不使用	不使用 (使用時は適正 管理)	不使用	○
9	環境苦情 ゼロの維持	件	苦情ゼロ	苦情ゼロ	苦情ゼロ	○

※1.購入電力の排出係数は、東京電力の公表値（調整後）0.441kg-CO₂/kWhを使用。

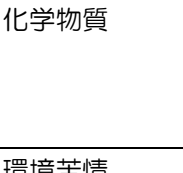
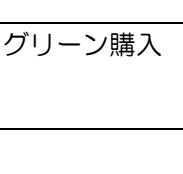
※2.「産業廃棄物の削減」は、仕事増を目指す上では困難なので「混合廃棄物の削減」とした。

※3 一般廃棄物は東京営業所、熱海営業所が加わり、東京で出たものを加算した。

【未達成目標の是正処置の結果】

No.	目標項目	発生原因	今後の是正処置
1	ガソリン使用量	前年に比べ仕事場所が遠方に増え、現場への移動車両の距離増などにより、大きく目標超過になったと思われる。 また例年になく夏場の気温も高くなった為エアコン使用率も増えたと考えられる。	仕事量の増ゆえなら止むを得ないが、再度アイドリングストップ等エコドライブを徹底する。 購入車両をハイブリッド車に変更していく
2	建設混合廃棄物量	仕事量増加により発生量が増加したと思われる、昨年は解体工事の受注もあった為増えた。	現場件数で変動が大きい、削減に努める。
総評		仕事優先とはいえ、まだ環境活動の周知不十分があり、全従業員の省エネ、削減意識を今後高め、1 現場に行くときは乗合でいく必要がある。	

[6]環境経営計画及び取組結果とその評価

No.	削減項目とSDGs	活動計画 (実施責任者：環境管理責任者)	評価	取組状況 (次年度の取組を含む)	次年度の取組
1	二酸化炭素 排出量 	・省エネ活動の教育（全従業員） ・エアコン控えめで使用。 ・不要な照明の消灯の励行。 ・PC等の電力使用設備の省エネ励行。 ・体調管理のチェック。 ・不必要なアイドリングストップの禁止。 ・急発進・急ブレーキ運転の禁止。 ・エンジンブレーキの積極使用。 ・タイヤ空気圧の適正チェック。 ・燃料消費を抑える運転励行。 ・エコドライブの励行。	△	左記の計画通りの取組を実施した。 但し、CO2 目標は達成になったがガソリンが未達成で考慮すると、仕事量の減少が要因と思われる。 引き続き、省エネ意識向上と同時に、活動の徹底を図る。	左記を継続
2	廃棄物 	・コピー用紙の削減／再使用徹底。 ・事務用品の可能な限りの有効活用。 ・排出時の分別の徹底／教育実施。 ・廃棄物の削減／分別徹底。 ・より良い委託業者の選定／指導。 ・日常的な削減の為の教育実施。 ・工事現場の3S徹底。 ・協力企業の工事従事者への教育。 ・分別徹底→産廃／混廃の削減。	△	左記の計画通りの取組を実施した。 目標は未達成だったが、活動はほぼ行えた。本社でも分別を徹底させる 今後は、活動の更なる徹底を図る。 会議資料等もPC・タブレットの活用によりペーパーレス活動を推進していく	左記を継続
3	水使用量 	・不用な使用禁止／節水励行。 ・節水のシール掲示し、教育実施。	○	計画通りの取組を実施し、目標は達成であった。ほぼ定量管理なので今後も継続していく。	左記を継続
4	化学物質 	・可能な限り溶剤等を使用しないこと。 ・塗料等使用する場合は適正管理。 ・あった場合は、SDSを確認。	○	化学物質の使用はなし。 今後あった場合は、適正管理。	左記を継続
5	環境苦情 	・事務所／現場の5S励行。 ・言葉使い、身だしなみに留意。 ・顧客の要求事項順守。 ・必要以上の騒音発生を控える。 ・清掃活動の日常実施。 ・あった場合の丁寧な対応。	○	計画通りの取組を実施。	左記を継続
6	グリーン購入 	・事務用品の環境配慮品を使用。 ・資材等の環境配慮品の優先購入。	○	環境配慮品を優先購入した。	左記を継続

※取組期間は通年とします。

〔7〕環境関連法規への違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規制の遵守・訴訟等の有無

環境関連法規制の遵守状況を確認した結果、違反はなかった。また、関係機関等からの指摘等も無く、訴訟等もなかった。

(2) 当社が適用される主な環境関連法規制等

評価者：管理責任者 評価日：2025年1月20日

名称	当社の現状	要求事項
廃棄物処理法 廃棄物の処理および 清掃に関する法律	外部業者への委託 沼津市条例 千代田区条例	① 産廃業者等との委託契約書締結 ② 廃棄物置場の適正保管(表示板設置) ③ マニフェストの発行・返却・保管 ④ マニフェストの県知事への報告(年1回・6月末までに) ⑤ 届出、指定袋による廃棄 ⑥ チケットの購入
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	外部委託先の処理確認	1回/年、定期的に委託業者の現地視察 優良事業所に適正処理を委託する
フロン排出抑制法	対象機器 重機及び空調機	出力7.5kW未満のエアコン等は3カ月に1度以上の自主簡易点検が必要(要記録)
騒音・振動規制法	対象工事など	規制時間以外での施工禁止 近隣住民への挨拶など 対象工事における届出
グリーン購入法	事務用品、資材など、環境配慮品を優先購入	安価で高品質な環境配慮商品を積極的に導入する。
浄化槽法	対象工事内の規制	①浄化槽設備士の設置(第5章第29条) ②標識の設置(第5章第30条)
道路交通法	当社の業務全般	② 対象工事時における交通誘導員の設置など ② 社有車5台以上の場合、運行管理者の選任とアルコールチェックの実施と記録の保管 ③ 工事車両の過積載対策を行う
建設リサイクル法	該当工事から出る建設資材の適正廃棄 【特定建設資材】 ・コンクリート/木材/アスファルト/コンクリートや鉄からなる建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリートなど)	資材ごとの分別解体と再資源化の取り組みを行うこと 【対象工事】 ・床面積80㎡以上の建築物解体工事 ・床面積500㎡以上の建築物新築・増築工事 ・請負代金1億円以上の改修工事 ・請負代金500万円以上の建築物以外の解体・新築工事
家電リサイクル法	右記該当設備廃棄時	「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」(4品目)の適正廃棄
小型家電リサイクル法	右記該当設備廃棄時	パソコン・デジカメ・携帯電話など28品目の適正廃棄

消防法	消防設備の点検と現場での 危険物適正保管	①事務所の消防設備点検（半年に一回） ②現場での危険物適正管理
建築物省エネ法	外部業者へ委託	① 中・大規模（300㎡以上）の非住宅の新築、 増改築工事で届出 ② 増改築を行う場合は増改築を行う部分のみ 届出

〔8〕代表者による全体評価と見直し

見直し日：2025年1月20日

評価者：代表取締役 町田 直繁

(1) 全体の見直し・評価

エコアクション21を構築し、活動が明確になってきた。運用状況の活動としては、おおむね良好であった。

今後は、資格取得は重要なので環境教育も含め、現場に生かし、教育を推進していく。

(2) 苦情を含む利害関係者からの重要な情報

苦情を含む利害関係者からの重要な情報はない。

(3) 組織の環境パフォーマンス

省エネ活動、廃棄物の削減活動、ペーパーレス活動等、エコアクション21開始により、従業員の意識が高まり、概ね良好と判断できる。

(4) 環境経営目標の達成

仕事量の減少に伴い、CO2の負荷数値は目標を達成し、全体的にも達成項目が多かった。

今後は、仕事とのバランスで効率向上を目指して活動すると共に、中期的には数値の傾向をつかみたい。

(5) 問題点の是正処置および予防処置の状況

今回は、数項目の未達成項目の是正処置の結果をレポート内に記載した。

活動計画にも、一部不徹底の内容があったので、合わせ是正処置を記載している。

今回は、通年での結果を踏まえて、次回の運用の改善に繋げたい。

(6) 前回までの見直しの結果に対するフォローアップ

課題払拭を含め、今後の活動を実践する。

(7) 環境関連法規等を含む周囲の状況の変化

環境関連法規等の順守については、法令の理解を深め、周囲の状況変化の情報を積極的に入手し、遵法活動に注力したい。

(8) 改善のための提案・その他

環境経営活動について、全従業員へさらなる教育・訓練を行って、環境目標の削減ができるように一丸となって邁進していく。

【見直し事項の変更の有無等】

項目	有無	コメント
1. エコアクション21要求事項	無	引き続き、要求事項の更なる理解に取り組む。
2. 環境経営方針	無	引き続き、定期的に、方針の改正の必要性を確認する。
3. 環境経営目標及び経営計画	無	引き続き、次年度も目標達成の為に活動を展開する。
4. 実施体制	無	現段階では変更をする必要はない。
5. その他指示事項	無	特に変更の必要あるものはない。 全従業員の理解度アップと、効果的改善に取り組む。 エコアクション21は、目標達成への活動を継続すること。